

葛飾区中小企業振興基本条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年12月13日

葛飾区長

葛飾区条例第44号

葛飾区中小企業振興基本条例の一部を改正する条例

葛飾区中小企業振興基本条例（平成2年葛飾区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（商店街において事業を営む者の責務）

第7条 商店街において事業を営む者は、地域社会の一員としての責務を自覚し、商店街の振興を図るため、商店会に加入することにより、相互に協力するよう努めるものとする。

2 商店街において事業を営む者は、商店会が商店街の振興に関する事業を実施するときは、応分の負担をすることにより、協力するよう努めるものとする。

付 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。